

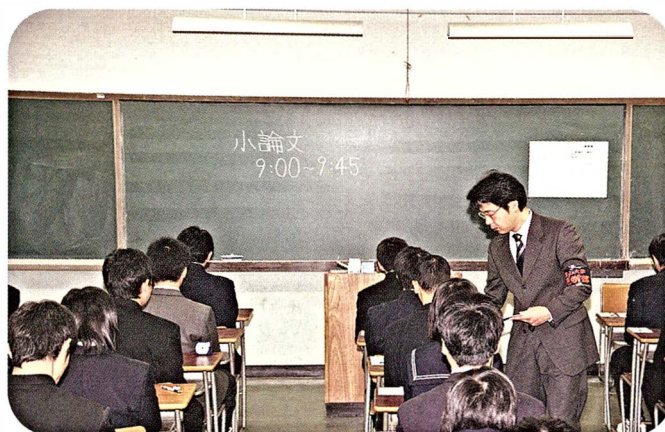


(題字 瀧澤 弘 学長)

第455号
(平成14年11月号)

11月のトピックス

◇ 27日 平成15年度特別選抜(推薦入学, 帰国子女及び社会人)試験を実施



△試験開始を待つ受験生(理学部)

◇ 27日 多様な就職支援企画を開催



△メーキャップ講習に取り組む受講生

目 次

関 係 法 令	3
学 内 規 則	
◆ 富山大学学長補佐設置要項の制定	4
◆ 富山大学名誉博士称号授与規則の制定	4
◆ 富山大学名誉博士称号授与規則実施細則の制定	8
諸 会 議	12
学 事	
◆ 学位取得者	13
人 事 異 動	14
学 内 諸 報	
◆ 機器分析センター研究会を開催	14
◆ 富山発理科シンポジウム「理科を考える会 in 富山」が開催される	15
◆ 五福地区構内クリーン作戦を実施	15
◆ 平成14年度文部科学省永年勤続者表彰伝達式を挙行	15
◆ 平成15年度特別選抜（推薦入学，帰国子女及び社会人）試験を実施	16
◆ 多様な就職支援企画を開催	16
◆ 教育学部で講演会を開催	17
◆ 平成14年度富山県留学生等交流推進会議総会を開催	17
◆ 学内レクリエーション	
◇ ゴルフ大会を開催	18
◇ 卓球大会を開催	18
◆ 海外渡航者	19
◆ 表彰	20
主 要 行 事	21
お 知 ら せ	24

関 係 法 令

(法 律)

- 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律 (106) (平成14. 11. 22官報号外第251号)
- 特別職の職員の給与に関する法律及び2005年日本国際博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法の一部を改正する法律 (107) (同)
- 学校教育法の一部を改正する法律 (118) (平成14. 11. 29官報号外第256号)

(政 令)

- 特別職の職員の期末手当及び勤勉手当に関する政令の一部を改正する政令 (339) (平成14. 11. 22官報号外第251号)

(省 令)

- 国立学校における授業料その他の費用に関する省令の一部を改正する省令 (文部科学44) (平成14. 11. 1官報第3479号)

(規 則)

- 人事院規則1-4 (現行の法律、命令及び規則の廃止)の一部を改正する人事院規則 (人事院1-4-19) (平成14. 11. 22官報号外第251号)
- 人事院規則1-34 (人事管理文書の保存期間)の一部を改正する人事院規則 (同1-34-1) (同)
- 人事院規則9-1 (非常勤職員の給与)の一部を改正する人事院規則 (同9-1-17) (同)
- 人事院規則9-6 (俸給の調整額)等の一部を改正する人事院規則 (同9-6-47) (同)

- 人事院規則9-8 (初任給, 昇格, 昇給等の基準)の一部を改正する人事院規則 (同9-8-47) (同)
- 人事院規則9-34 (初任給調整手当)の一部を改正する人事院規則 (同9-34-17) (同)
- 人事院規則9-40 (期末手当, 勤勉手当及び期末特別手当)の一部を改正する人事院規則 (同9-40-19) (同)
- 人事院規則9-55 (特地勤務手当等)の一部を改正する人事院規則 (同9-55-63) (同)
- 平成14年改正法附則第2項の規定による職務の級における最高の号俸を超える俸給月額等を受ける職員の俸給の切替え等 (同9-111) (同)
- 平成14年12月に支給する期末手当及び期末特別手当に関する特例措置 (同9-112) (同)
- 人事院規則16-0 (職員の災害補償)の一部を改正する人事院規則 (同16-0-35) (同)

(告 示)

- 教育公務員特例法施行令第3条第3項第5号の規定に基づき, 10年経験者研修に係る在職期間から除算すべき期間を定める件 (文部科学190) (平成14. 11. 1官報第3479号)
- 平成15年度において教科用図書の検定の申請を行うことができる教科用図書の種目及び期間から除算定める件 (同191) (平成14. 11. 5官報第3480号)
- 大学の位置を変更する件 (同192) (同)
- 短期大学, 大学院の研究科, 学部, 短期大学の学科及び学部の学科の廃止を認可した件 (同193) (同)

学 内 規 則

富山大学学長補佐設置要項の制定

富山大学学長補佐設置要項の制定理由

富山大学における大学運営を円滑に遂行するため、所要事項を定める。

富山大学学長補佐設置要項を次のとおり制定する。

平成14年11月15日

富山大学長 瀧澤 弘

富山大学学長補佐設置要項

(設 置)

第1 富山大学（以下「本学」という。）における大学運営を円滑に遂行するため、必要に応じて学長補佐を置く。

(任 務)

第2 学長補佐の任務は、学長から指示された具体的な事項をつかさどる。

(選 考)

第3 学長補佐の選考は、本学の専任の教授のうちから、学長が指名し、評議会の承認を得る。

(任 期)

第4 学長補佐の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、学長の任期の範囲内とする。
2 学長補佐に欠員が生じた場合、後任の学長補佐の任期は、前任者の残任期間とする。

(その他)

第5 この要項に定めるもののほか、学長補佐に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この要項は、平成14年11月15日から実施する。

富山大学名誉博士称号授与規則の制定

富山大学名誉博士称号授与規則の制定理由

学術文化又は国際交流の発展に多大な業績を上げ、教育研究に多大な功績があった者に名誉博士の称号を授与するため、所要事項を定める。

富山大学名誉博士称号授与規則を次のとおり制定する。

平成14年11月15日

富山大学長 瀧澤 弘

富山大学名誉博士称号授与規則

(趣 旨)

第1条 この規則は、富山大学（以下「本学」という。）における富山大学名誉博士（以下「名誉博士」という。）の称号の授与に関し必要な事項を定める。

(資 格)

第2条 本学は、次の各号の一に該当する者に名誉博士の称号を授与することができる。

- (1) 学術文化又は国際交流の発展に多大の業績を上げ、本学の教育研究の進展に寄与した功績が顕著であった者
- (2) 外国人教師、外国人研究員等として本学に勤務し、教育研究上の功績が顕著であった者

(推 薦)

第3条 前条各号の一に該当すると認められる者があるときは、学部長、附属図書館長、学内共同教育研究施設の長、保健管理センター所長及び学内共同利用施設の長は、これを候補者として学長に推薦することができる。

2 学長は、前項の推薦があったとき、又は学長が推薦する候補者があるときは、評議会に付議するものとす

る。

(授 与)

第4条 名誉博士の称号の授与は、評議会の議を経て行う。

(名誉博士記)

第5条 名誉博士の称号を授与するときは、別記様式による名誉博士記を交付する。ただし、外国人に対しては、英文の名誉博士記を交付する。

(雑 則)

第6条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成14年11月15日から施行する。

別記様式

名博第 号	
名 誉 博 士 記	
国 籍	
氏 名	
あなたは本学の教育研究上に顕著な功績がありましたので 富山大学名誉博士の称号を授与します。	
年 月 日	
富 山 大 学	大学の印

TOYAMA UNIVERSITY

In appreciation of the recipient's contributions to education and
research programs at Toyama University

has been awarded

Honorary Doctorate

and is entitled to all rights and honors thereto appertaining

Witness the Seal of Toyama University and the Signature of the
President of Toyama University
this

President of Toyama University
Toyama, Japan

富山大学名誉博士称号授与規則実施細則の制定

富山大学名誉博士称号授与規則実施細則の制定理由

学術文化又は国際交流の発展に多大な業績を上げ、教育研究に多大な功績があった者に名誉博士の称号を授与するため、規則の実施に必要な所要事項を定める。

富山大学名誉博士称号授与規則実施細則を次のとおり制定する。

平成14年11月15日

富山大学事務局長 新 屋 秀 幸

富山大学名誉博士称号授与規則実施細則

(趣 旨)

第1条 この細則は、富山大学名誉博士称号授与規則(以下「規則」という。)第6条の規定に基づき、規則の実施に関し必要な事項を定める。

(基 準)

第2条 規則第2条第1号に規定する学術文化又は国際交流の発展に多大の業績を上げた者とは、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 日本学士院賞又はこれと同等以上と認められる国内外の賞を受けた者
- (2) 専門とする分野における国内外の代表的な学会において、指導的立場に就いて活躍し、又はその経験

があり、かつ、優れた学術上の業績を有する者

- (3) 本学と交流協定を締結している外国の大学等の長若しくは学部等の長又は交流の推進に功績のあった者
- (4) その他特に優れた学術上の業績を有し、国内外で高い評価を受けている者

(手 続)

第3条 規則第3条の候補者の推薦に当たっては、別記様式の推薦書に、推薦理由書及び調書を添付して提出するものとする。

附 則

この細則は、平成14年11月15日から施行する。

別記様式

年 月 日

富山大学長 殿

〇〇〇〇〇〇〇〇長
〇 〇 〇 〇 印

名誉博士称号授与候補者推薦書

下記の者は、名誉博士の称号を授与するにふさわしいと認められますので、関係書類を添えて推薦します。

記

氏 名

性 別

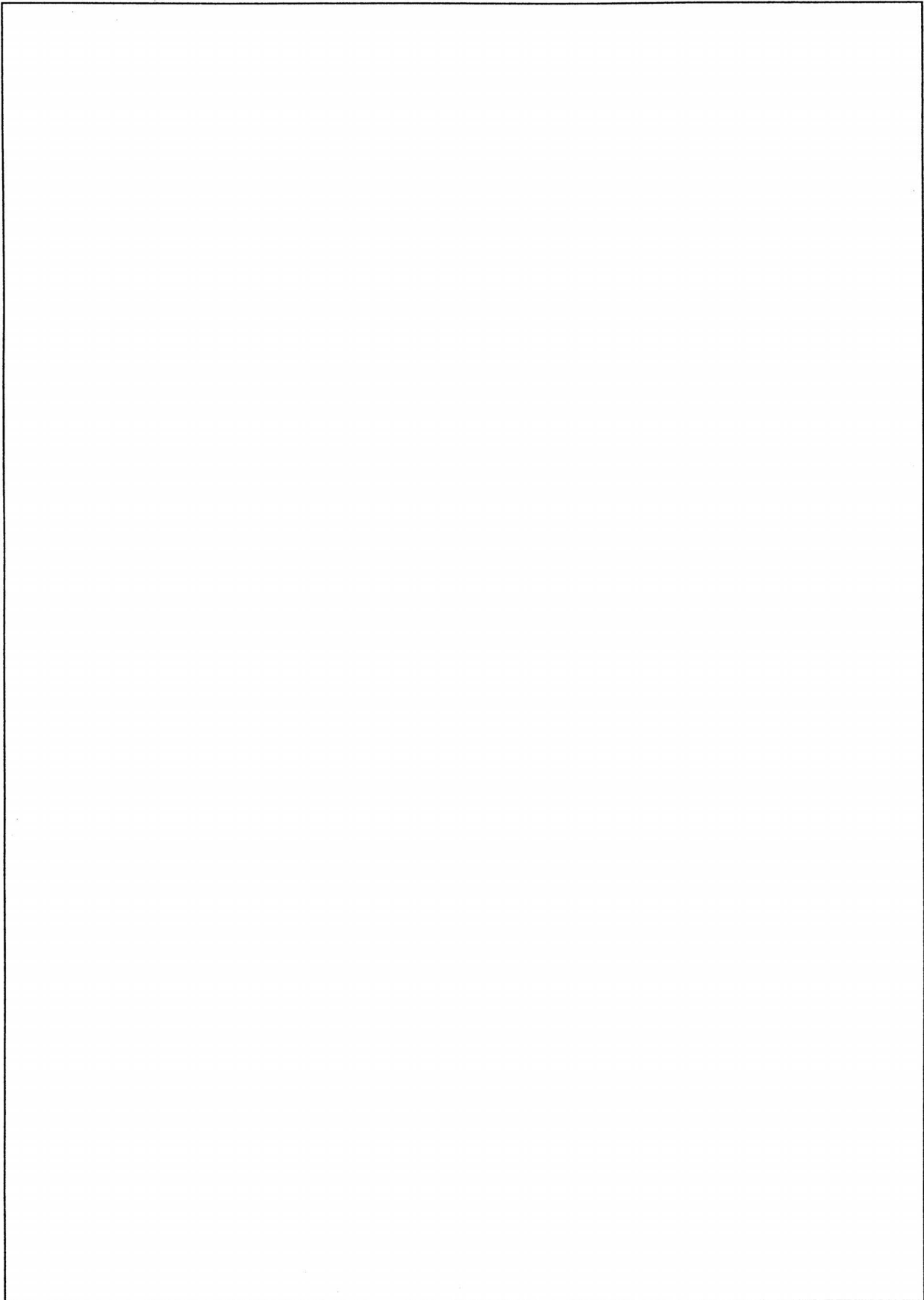
生年月日

国 籍

職 業

(注) 外国人の場合、氏名は、母国語又はアルファベット(ファミリー、ファースト・ミドル)で記入し、フリガナを付すること。

名 誉 博 士 候 補 者 推 薦 理 由 書



名 誉 博 士 候 補 者 調 書

氏 名			
生 年 月 日	年 月 日	性 別	男 女
現 住 所			
職 業			
学 歴			
職 歴			
業績の概要 〔著書・論文 等がある場 合は添付す ること。〕			
そ の 他 , 特 記 事 項			



評議会（11月15日）

（審議事項）

- (1) 富山大学学長補佐設置要項の制定について
- (2) 富山大学運営会議要項の一部改正について
- (3) 富山大学部局長会議規則の一部改正について
- (4) 富山大学教育委員会規則の一部改正について
- (5) 富山大学教養教育実施機構規則の一部改正について
- (6) 富山大学名誉博士称号授与規則及び富山大学名誉博士授与規則実施細則の制定について
- (7) 北陸大学連合の構想について

入学試験管理委員会（11月20日）

（審議事項）

- (1) 平成15年度富山大学特別選抜実施要項（案）について

入学試験実施委員会（11月20日）

（審議事項）

- (1) 平成15年度大学入試センター試験志願者の分担（案）について
- (2) 平成15年度大学入試センター試験富山大学試験場の試験室，志願者及び監督者割当（案）について

学

事

学位取得者

所属・職・氏名 工学部 講師 島 崎 利 治
 学位の種類 博士（工学）（富山大学）
 取得年月日 平成14年9月30日
 学位論文名 Pr系遷移金属複合酸化物の合成と物性に関する研究
 論文の要旨

希土類イオンを含む2種類以上の広範囲な遷移金属陽イオンから成る多元系希土類複合酸化物は、たとえば超伝導性、半導性、誘電性、直線-非直線的抵抗性などそれらが有する電氣的諸性質を中心とした多岐にわたる物性とその用途の面から多くの研究がなされてきている。今日までに合成された希土類複合酸化物の中で、陽イオンの原子価安定性が単独酸化物中での陽イオンの安定原子価とかなり異なったりいわゆる異常原子価挙動を有するものが報告され、注目されているが未だ不明な点が多い。

本研究では、はじめに希土類単独酸化物として陽イオンが三価と四価の混合原子価を有する塩基性プラセオジウム酸化物と、固体結晶格子ポテンシャルエネルギーから定義される電場強度FSが比較的大きい単独酸性酸化物との間で安定して存在するすべての中間化合物としての希土類複合酸化物についての合成を試みた。得られた希土類複合酸化物の陽イオンの安定な原子価について新たな知見を得ると同時に、その幾つかの複合酸化物についての高温安定相領域を確定させるために、XRD、TG&DTAを用いて、温度ならびに酸素濃度の影響について調べた。さらに、単独酸化物間の電場強度の差 ΔFS とすでに存在が確認された中間化合物としての希土類遷移金属複合酸化物の個数との間に直線的な相関性が存在することを見出し、 ΔFS 値が大きいほど、単独酸化物間で安定に存在する複合酸化物の種類が多くなるという結果を得た。

ついで、得られた新しい希土類遷移金属複合酸化物の電気伝導特性について調べた。多くの三元系複合酸化物（Pr-W-O系、Pr-Mo-O系、Pr-(Ta,Nb)-O系、Pr-Mn-O系、Pr-Cu-O系、Eu-Cu-O系、Tb-Cu-O系）についての電気抵抗-雰囲気温度と、電気抵抗-雰囲気酸素濃度の関係を明らかにした。希土類遷移金属複合酸化物の多くはバンド伝導体として半導性を示す中で、Tb-Cu-O系のTb₂Cu₂O₈は雰囲気酸素濃度に対して、特異な挙動を示した。また、XRDを用いた結晶構造解析の結果から陰イオン欠損型不定比化合物に属し、ホッピング伝導体としての半導性を有することを見出した。さらに、かかる伝導特性に注目して、Y₂O₃-ZrO₂系固体電解質を用いた酸素濃度電池（酸素センサー）の電極材に使用して良好なセル性能が得られることを見出した。



人 事 異 動

異動区分	発令年月日	氏名	異動前の所属官職	異 動 内 容
転 任	14. 11. 1	佐藤 雅弘	助教授 工学部（電気電子システム工学科通信制御工学講座）	助教授 秋田大学 教育文化学部
配 置 換	14. 11. 1	竹田 充輝	経理部経理課経理係主任	学生部厚生課厚生企画係主任
	"	笹岡 直美	経理部契約室契約第二係主任	経理部経理課経理係主任
	"	名越真紀子	経理部経理課	経理部契約室
	"	浦島布美子	学生部厚生課	経理部経理課
	"	王 利	教務補佐員（水素同位体科学研究センター）	講師（研究機関研究員）（水素同位体科学研究センター）
併 任	14. 11. 1	竹田 充輝	学生部厚生課厚生企画係主任	経済学部教務係主任
併任解除	14. 11. 1	浦島布美子	学生部厚生課	経済学部の併任解除

学 内 諸 報

機器分析センター研究会を開催

11月15日（金）、機器分析センター2002年度第2回研究会が本学工学部において開催されました。

この研究会は、最新の研究や分析技術に関する話題を基に、学内外を問わず関心のある方々と情報交換し、研究や技術内容を発展させるとともに、教育研究効果の向上に資する目的で発足したものです。

今回は、同センターの材料機能解析部門が企画・立案し、「溶液からのセラミックス作製技術」をテーマとして、理・工学部の教官・学生や県内企業等から約50名が出席しました。

会議では、最初に吉村昌弘 東京工業大学応用セラミックス研究所教授の「溶液プロセスによるセラミックス薄膜作製及びパターニング」と題する招待講演が行われ、物質や材料、機能材料等の定義及び溶液法を用いてセラミックスを作製することのメリットや可能性について述べられました。続いて、蓮覚寺聖一 本学工学部物質生命システム工学科教授が「アドバンストゾルゲ法による薄膜作製と蛍光X線分析」と題して、現在、同教授が研究されている金属酸化物膜の産業界での応用例や溶液セラミックスの分析に蛍光X線がどのように関わっている

かなどを紹介されました。

その後、これらの報告を基に活発な討論が行われました。

今回の研究会により、ソフトプロセスによるセラミックス技術が省エネルギー対策につながり、また、汚染物質の光触媒を用いた分析が環境対策に有用である等、今後の展望が期待される技術であることが確認されました。



△講演する吉村昌弘 東京工業大学応用セラミックス研究所教授

富山発理科シンポジウム「理科を考える会 in 富山」 が開催される

11月16日（土）、本学教育学部の市瀬和義 教授らが企画した富山から新しい理科教育の発信を目指す「富山発理科シンポジウム－理科を考える会 in 富山－」が本学を会場として開催され、約200人が参加しました。

シンポジウムでは、ノーベル化学賞受賞者の田中耕一氏の小学校時代の担任だった澤柿教誠 上市町教育長や元文部大臣の有馬朗人 参議院議員らによる講演が行われ、この中で有馬朗人 参議院議員は、日本の学校の成績は世界でも上位に位置するが、理科好きの子供が少なく、大人になれば理解度が低下する状況を指摘され、総合的な学習の活用を図り、理科で何をどう教えるか改めて考えるべきだと話されました。



△講演する有馬朗人 参議院議員

五福地区構内クリーン作戦を実施

11月18日（月）～22日（金）に五福地区構内クリーン作戦が実施されました。

清掃当日は、教職員や学生が多数参加し、それぞれが分担された清掃実施区域の校内の大量の落ち葉や空き缶、吸い殻及び紙屑等を収集し、キャンパスの環境維持に努めました。

このクリーン作戦は教育研究の場にふさわしい学園環境を維持するとともに、日常からの環境美化意識の高揚を図るための一環として行われているもので、参加者はさわやかな汗を流していました。



平成14年度文部科学省永年勤続者表彰伝達式を挙行

11月22日（金）に文部科学省永年勤続者表彰伝達式（勤続20年）が事務局小会議室において行われました。

伝達式は、事務局長及び総務部長が列席し、瀧澤学長から被表彰者に対し表彰状と記念品（銀杯）が贈られ、永年の労をねぎらわれました。

なお、表彰された方は次のとおりです。

被表彰者（勤続20年）

経理部経理課課長補佐

松下 義春



平成15年度特別選抜（推薦入学，帰国子女及び社会人）試験を実施

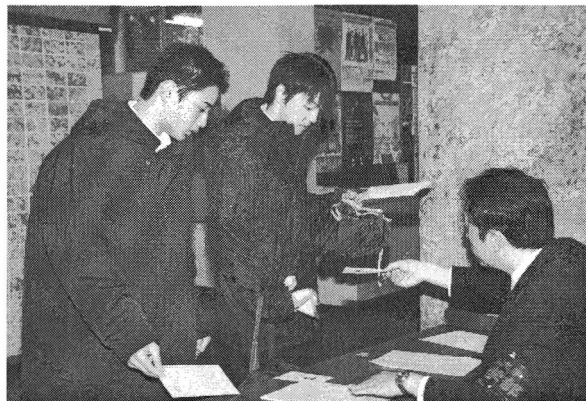
本学の平成15年度特別選抜（推薦入学，帰国子女及び社会人）試験が11月27日（水）に実施されました。

推薦入学試験は人文学部を除く4学部で行われ，総計225人の募集に対し，425人が受験し，平均倍率は約2.18倍となりました。37人の募集人員に対して99人が志願した理学部では，午前9時から小論文試験が行われ，受験生達が真剣な表情で取り組んでいました。

また，帰国子女試験では，各学部の若干名の募集に対して，教育学部では1人が，社会人試験では，全学部総計45人の募集に対し，47人が受験しました。

この試験の合格発表は12月6日（金）に行われます。

なお，人文学部の推薦入学試験は平成15年1月22日（水）に実施され，合格発表は同年2月8日（土）の予定です。



△受験者受付風景（理学部）

多様な就職支援企画を開催

本学では，学生の就職支援活動の一環として，年間を通して，様々な就職支援企画が開催されています。

11月27日（水）には主として3年の女子学生を対象として，荒川あや子 富山労働局雇用均等室長の「働く女性を応援する法制度」と題した雇用均等法から見た女性のための働きやすい職場の企業研究の仕方等についての講演が行われました。引き続き，カネボウ化粧品（株）の美容教育担当者による「就職活動のためのセンスアップのポイント」をテーマとした企業訪問や面接官への好印象の与え方のポイントと重要性や心構えについての説明があり，その後，個別のメーキャップの実技指導・相談が行われ，寒い中，大勢の女子学生が熱心に取り組んでいました。

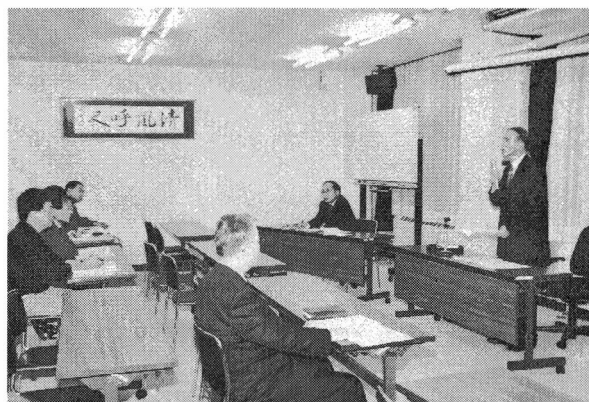


△荒川あや子 富山労働局雇用均等室長の講演

教育学部で講演会を開催

11月27日（水）に教育学部で、神戸大学発達科学部の小石寛文 教授（前発達科学部長）による「発達科学部の現在の問題と将来展望について」と題する講演会が開催され、瀧澤学長他約50人が出席しました。

教育学部では、現在、将来構想委員会において後継学部構想案の検討を重ねていますが、この講演から、発達科学部として既に10年余りの経験を有する神戸大学の教訓を学び取り、未来ある新たな学部創設のために活かしたいとしています。



平成14年度富山県留学生等交流推進会議総会を開催

平成14年度富山県留学生等交流推進会議（事務局：富山大学学生部留学生課）総会が11月28日（木）に富山市内のホテルで開催され、県下の高等教育機関、地方公共団体、経済団体及び国際交流団体等から約40名が参加しました。

会議では、桐澤 本学留学生課長から①県下高等教育機関在籍の留学生数及び宿舎・奨学金受給状況②推進会議事業として行った「富山地域留学生の交流事業」③（財）とやま国際センターによる「富山県留学生住宅確保支援制度」についての報告があった後、留学生の受入れの現状と諸問題について協議されました。

また、総会に引き続き、今後の留学生の受入れや各種支援の参考にするための留学生との座談会が行われ、本学、富山医科薬科大学、富山国際大学及び高岡短期大学に在籍する留学生5名から、「富山での留学生生活と地域交流」について発表があり、予定していた時間をオーバーするほど活発な意見交換が行われました。



学 内 レ ク リ エ ー シ ョ ン

ゴルフ大会を開催

平成14年度学内レクリエーションゴルフ大会が、11月12日(火)に高岡カントリー倶楽部において開催されました。

大会当日は、ゴルフ好きな職員17名が参加し、雷雨と予報されていた空模様も、試合開始時の小雨から時折晴れ間も見られる天気となりました。

試合は、日頃からゴルフを嗜んでいる職員がほとんどで、素晴らしいショットを披露していました。

その結果、大川 教育学部助教授が2位と僅差で優勝されました。

なお、成績は次のとおりです。

- ☆優 勝 大川信行(教育学部)
- ☆準優勝 塚田健夫(経理部)
- ☆3 位 牧田秀晴(経理部)



卓球大会を開催

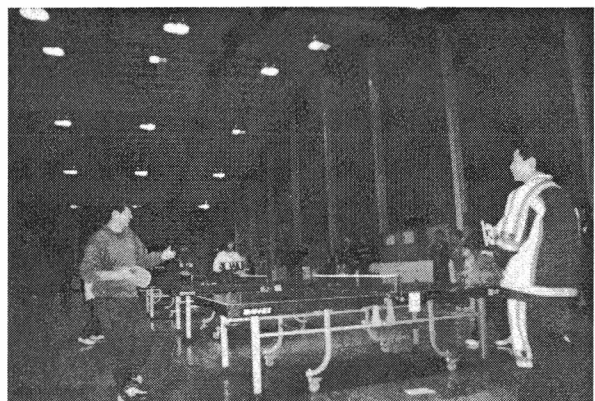
平成14年度学内レクリエーション卓球大会が、11月15日(金)に本学第2体育館において開催されました。

試合は、複数部局を併せたチーム編成による総当たり戦で行われ、実力差からあっけなく終わるものや、1点を争う接戦となる好試合も見られました。

参加者の多くは、日頃の運動不足が解消され、心地よい汗を流していました。

なお、成績は次のとおりです。

- ☆優 勝 総務部・学生部・センター
- ☆準優勝 工学部
- ☆3 位 人文学部・理学部
経済学部・附属図書館



(海) (外) (渡) (航) (者)

渡航の種類	所 属	職	氏 名	渡航先国	目 的	期 間
外国出張	教育学部	教授	山西 潤一	アメリカ合衆国	大学評価, 教育・研究に関する情報交換のため	14. 11. 1 } 14. 11. 9
	工学部	助教授	高橋 隆一	アメリカ合衆国	第49回AVS国際シンポジウムに出席, 研究発表	14. 11. 1 } 14. 11. 11
	総合情報処理センター	助教授	高井 正三	アメリカ合衆国	アメリカ合衆国におけるe-ラーニングシステム構築・運用に関する討論・資料収集	14. 11. 1 } 14. 11. 9
	附属中学校	教諭	亀谷 寿一	中国, ドイツ, 連合王国, アメリカ合衆国	平成14年度国立大学・学部附属学校等教官海外教育文化施設視察	14. 11. 1 } 14. 11. 27
	理学部	助教授	藤田 安啓	イ タ リ ア	研究打合せ	14. 11. 3 } 14. 11. 13
	工学部	教授	佐々木和男	アメリカ合衆国	第22回北米神経科学学会に出席, 研究資料収集	14. 11. 3 } 14. 11. 8
	経済学部	教授	八木 保夫	韓 国	江原大学校主催「北東アジアにおける経済協力と貿易強化」会議に出席	14. 11. 7 } 14. 11. 10
	経済学部	教授	柳井 雅也	韓 国	江原大学校主催「北東アジアにおける経済協力と貿易強化」会議に出席	14. 11. 7 } 14. 11. 10
	水素同位体科学センター	講師	鳥養 祐二	ド イ ツ	トリチウム測定	14. 11. 9 } 14. 11. 24
	水素同位体科学センター	教授	松山 政夫	ドイツ, 連合王国	トリチウム測定及び研究打合せ	14. 11. 9 } 14. 11. 21
	極東地域研究センター	教授	酒井 富夫	アメリカ合衆国	資料収集及び農場調査	14. 11. 10 } 14. 11. 18
	極東地域研究センター	教授	森岡 裕	ロ シ ア	環日本海地域学術情報ネットワークの拡充に関する調査研究	14. 11. 11 } 14. 11. 15
	教育学部	教授	佐伯 真人	フィリピン, 中国	校長研究協議会に出席	14. 11. 13 } 14. 11. 27
	工学部	助教授	山口 昌樹	ス ウ ェ ー デ ン	歯肉溝液を用いた非侵襲血糖測定手法の調査	14. 11. 14 } 15. 1. 14
	水素同位体科学センター	助教授	阿部 孝之	アメリカ合衆国, ドイツ	FUEL CELL SEMINAR に出席	14. 11. 16 } 14. 11. 27
	理学部	助教授	藤 浩明	チ ェ コ	「島弧規模の地磁気変換関数の空間分布とその周波数依存性の3次元薄層インバージョン」及び「地球内部電磁誘導3次元順問題解」に関する研究	14. 11. 24 } 14. 12. 14
人文学部	教授	藤本 幸夫	韓 国	朝鮮新羅・高麗・朝鮮時代の古文獻調査	14. 11. 25 } 14. 11. 30	
海外研修	工学部	教授	熊澤 英博	中 国	ハイブリット膜の合成及びガス透過機構に関する共同研究の打ち合わせ	14. 11. 6 } 14. 11. 10
	留学生センター	助教授	出原 節子	アメリカ合衆国	SIETAR(Society for Intercultural Education, Training and Research)USA 2002 Conferenceに出席	14. 11. 12 } 14. 11. 18
	工学部	助教授	西村 克彦	オーストラリア	低温核偏極による磁性研究	14. 11. 29 } 14. 12. 12

表

彰

教育学部 高橋講師が日本教育工学会研究奨励賞を受賞

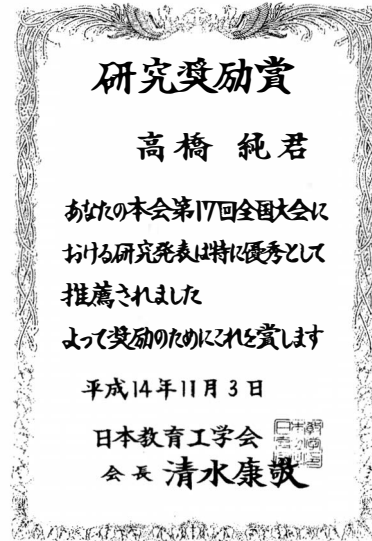
11月3日（日）、高橋 純 教育学部講師が日本教育工学会より研究奨励賞を授与されました。

これは、同講師が第17回教育工学会全国大会において、高齢者にとって読みやすいホームページの文字配色を明らかにするために、高齢者や若者に対して行った調査結果を発表したことについて、特に優秀とされたものです。

高橋講師は教育学部技術教育専攻所属。専門は教育工学。



△高橋 講師



△日本教育工学会からの表彰状

主 要 行 事

本 部

10月30日～

11月1日 大学運営研究セミナー（於：学術総合センター）

東海・北陸地区国立大学事務局長会議（於：KKRホテル名古屋）

3日 親子フェスティバル

5日 国立大学留学生課長会議（於：東京工業大学）

発明審査専門委員会（持ち回り）

5日～

8日 国立大学等研究協力事務担当者研修（於：国立オリンピック記念青少年総合センター）

6日 安全管理委員会（持ち回り）

6日～

8日 文部科学省実地監査

7日～

8日 東海・北陸地区国立学校等安全管理協議会（於：ホテルグリーンパーク津）

国立大学等研究協力部課長会議（於：ホテルグランヴィア京都）

8日 東海・北陸地区国立大学長会議（於：名古屋マリオネットアソシアホテル）

富山大学OB・事務系職員懇談会

11日 運営会議

事務局連絡会

新大学構想協議会（於：富山大学）

13日 就職講演会

ベンチャー ビジネス ラボラトリー幹事会

13日～

14日 国立大学協会総会（於：学術総合センター）

14日 北陸地区国立学校事務情報化推進協議会（於：金沢大学）

15日 部局長会議

評議会

法人化準備委員会

16日 富山発理科シンポジウム「理科を考える会 in TOYAMA」

17日 日本留学試験

18日 産学連携サミット（於：赤坂プリンスホテル）

事務局連絡会

国立大学法人会計基準に関する説明会

19日 事務協議会

20日 構想策定委員会（於：富山医科薬科大学）

再編・統合検討委員会

入学試験管理委員会

入学試験実施委員会

校内クリーン作戦

25日 大学評価ヒアリング（於：学術総合センター）

26日 北陸地区国立大学長懇談会（於：金沢大学）

政府調達に関する説明会（於：虎ノ門ホール）

26日～

27日 大学マネジメントセミナー（於：学術総合センター）

27日 構想策定委員会

平成15年度特別選抜（推薦入学、帰国子女及び社会人）試験

文部科学省共済組合全国事務担当者打ち合わせ会議（於：ホテルフロラシオン青山）

就職講演会

28日 富山県留学生等交流推進会議総会（於：名鉄トヤマホテル）

センター等連絡会

29日 学生指導研究会北陸地区部課長研究会（於：福井大学）

附 属 図 書 館

11月14日 附属図書館運営委員会

教 養 教 育

11月12日 教養教育実施専門委員会

21日 人文科学系部会分科会代表者会議

27日 外国語系部会第1分科会

29日 総合科目部会分科会代表者会議

人 文 学 部

- 11月1日 人文科学研究科小委員会
学部予算委員会（持ち回り）
- 5日 学部特別昇給委員会
学部自己点検評価委員会
- 6日 学部教務委員会
人文科学研究科委員会
教授会
- 11日 学部学生生活・就職指導委員会
- 13日 学部将来計画委員会
学部入学試験委員会
学部国際交流委員会
- 14日 学部総務委員会
- 18日 学部予算委員会（持ち回り）
- 20日 学部教務委員会
教授会
- 27日 学部法人化対応委員会
学部入学試験委員会
学部将来計画委員会
学部予算委員会（持ち回り）
- 28日 学部学生生活・就職指導委員会

教 育 学 部

- 11月3日～
- 4日 「富山大学親子フェスティバル」（生涯学習教育研究センターと共催）
- 6日 教育方法改善委員会
学部学生生活委員会
配分比率評価委員会
学部教務委員会
給与及び在外研究員等検討委員会
学部将来構想委員会
- 7日 日本教育大学協会北陸地区会保健体育部門研究協議会（於：富山大学）
- 8日 日本教育大学協会新課程連絡協議会（於：愛知教育大学）
- 9日 附属中学校学習発表会
- 12日 学部将来構想委員会
- 12日～
- 14日 附属養護学校（小・中学部）及び附属幼稚園入学（園）願書受付
- 13日 教授会

人事教授会

- 14日 附属幼稚園避難訓練
- 20日 学部将来構想委員会
学部一斉清掃
- 22日 附属小学校創校記念音楽会
附属中学校校内合唱コンクール（於：富山県民会館）
- 25日 学部将来構想委員会
- 27日 講演会「発達科学部の現在の問題と将来展望について」
- 29日 日本教育大学協会北陸地区会新課程研究協議会（於：信州大学）

経 済 学 部

- 11月6日 学部教務委員会
将来構想等検討委員会
- 7日 研究科委員会小委員会
- 8日 夜間教育実施大学学部長・第二部主事会議（於：KKRホテル東京）
- 11日 学部総務委員会
防火・防災対策委員会
- 12日 学部教務委員会
学部入学試験委員会
- 13日 人事教授会
研究科委員会
教授会
- 15日 秋季国立12大学経済学部・経営学部学部長及び事務長会議（於：メルパルク東京）
- 19日 構内一斉清掃
- 20日 将来構想等検討委員会
就職指導委員会
学部教務委員会
3年次対象就職ガイダンス
- 27日 特別選抜、第3年次編入学検査、転学部試験
- 28日 情報処理委員会
学部学生生活委員会
生涯学習・広報委員会

理 学 部

- 11月1日 学部広報委員会
学部施設委員会

- | | | |
|-----|--|---|
| 6日 | 理学部就職説明会 | 法人化に関する説明会 |
| 7日 | 学部安全管理委員会排水安全専門委員会 | 7日 工学部教育業績評価検討会 |
| 8日 | 学部入試委員会 | 8日 学部自己点検評価委員会 |
| 13日 | 大学院理工学研究科博士前期課程理学部会
教授会
人事教授会
大学院理工学研究科博士後期課程部会 | 11日 J A B E E 実地審査
12日 J A B E E 実地審査
13日 J A B E E 実地審査
専任教授会 |
| 14日 | 学部安全管理委員会排水安全専門委員会
学部安全管理委員会動物実験安全専門委員会
(持ち回り) | 理工学研究科博士後期課程部会
14日 学部国際交流委員会
学部運営委員会 |
| 11日 | 出前講義 (舟橋中学校) | 19日 大学院部会拡大WG (理・工) |
| 20日 | 理学部法人化対応委員会
学科長会議
学部教務委員会
学部一斉清掃 | 22日 学部運営委員会
学部将来計画委員会 |
| 26日 | 大学院理工学研究科博士後期課程部会専攻
長会議 | 26日 学部教務委員会
理工学研究科博士後期課程部会専攻長会議 |
| 27日 | 推薦入学等特別選抜学力検査 | 27日 推薦入学, 帰国子女・社会人特別選抜 |
| 28日 | 大学院理工学研究科博士前期課程理学部会
教育委員会 | 28日 工学部教育業績評価検討会 |
| 29日 | 学部教務委員会
学部入試委員会 | |

工 学 部

- 11月1日 学部入試検討委員会
5日 学部教務委員会
大学院部会拡大WG (理・工)
6日 教授会
理工学研究科博士前期課程工学部会

地域共同研究センター

- 11月14日 運営委員会
運営委員会 (持ち回り)
20日 企業訪問 (竹内プレス (株) 滑川工場)

機器分析センター

- 11月15日 国立大学機器分析センター会議 (於: 豊橋
技術科学大学)
機器分析センター研究会

お知らせ

給与法改正について

このたび、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律が国会の審議を経て成立し、平成14年12月1日から施行されました。

なお、今回の改正点等は、下記のとおりです。

記

- 1 俸給表
すべての俸給月額について引き下げ
- 2 扶養手当
配偶者に係る手当額について引き下げ (16,000円→14,000円)
子等のうち3人目以降の手当額について引き上げ (3,000円→5,000円)
- 3 初任給調整手当 (医系教官等に対する手当)
最高限度額の引き下げ及び期間区分による金額の引き下げ
- 4 俸給の調整額 (大学院関係, 附属養護学校関係)
手当算出のための調整基本額について引き下げ
また、施行日前日における経過措置適用者については、新たな経過措置により平成18年3月で経過措置が終了
- 5 期末・勤勉手当 (指定職俸給表適用者を除く。)
年間支給月数の引き下げ (4.7月分→4.65月分 (△0.05月分))
期末手当と勤勉手当の割合について次のとおり改正

	6月期	12月期	3月期
14年度 期末手当	1.45月(改定なし)	1.85月(現行1.55月)	0.2月(現行0.55月)
勤勉手当	0.6月(改定なし)	0.55月(改定なし)	—
15年度 期末手当	1.55月	1.7月	廃止
勤勉手当	0.7月	0.7月	—

- 6 期末特別手当 (指定職俸給表適用者に限る。)
年間支給月数の引き下げ (3.55月分→3.5月分 (△0.05月分))
各期における割合について次のとおり改正

	6月期	12月期	3月期
14年度	1.45月(改定なし)	1.8月(現行1.55月)	0.25月(現行0.55月)
15年度	1.7月	1.8月	廃止

- 7 特例一時金 廃止
- 8 改正法施行年月日 平成14年12月1日
- 9 改正法適用に伴う調整

今回の給与法改正は平成14年12月1日から適用されるわけですが、人事院勧告における官民給与については4月時点で比較し均衡を図ることとなっており、4月からの年間給与で実質的な均衡を図る必要があることから、平成14年4月以降における既支給済額と今回の改正の内容を適用した場合における金額との差額について、平成14年12月期の期末手当で調整を行う。

なお、調整の対象となる給与種目は次のとおり (本学職員に適用されるものに限る。)

- ① 額が変動する給与
俸給月額, 扶養手当の月額, 俸給の調整額, 初任給調整手当の月額
- ② ①の改定に伴い額が変動する給与 (はね返りのある給与)
俸給の特別調整額, 調整手当, 超過勤務手当, 休日給, 期末手当, 勤勉手当, 期末特別手当, 教職調整額

◎各俸給表は次のとおり (本学に適用されるものに限る。)

行政職俸給表(一)

職員 の 区 分	職務 の 級 号 俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級	11 級
		俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円
再任 職員 以 外 の 職 員	1	—	—	185,600	220,600	238,300	259,100	278,700	300,100	334,300	372,300	421,000
	2	135,100	171,500	192,800	228,700	247,300	268,100	288,000	310,200	346,400	384,600	435,400
	3	139,500	178,400	200,200	237,200	256,500	277,200	297,600	320,400	358,500	396,900	449,800
	4	144,000	185,600	207,500	246,200	265,200	286,400	307,500	330,900	370,400	409,300	464,300
	5	149,200	191,600	215,400	255,300	273,800	295,600	317,300	341,400	382,100	421,700	478,400
	6	155,000	197,000	223,300	263,800	282,500	305,000	327,300	351,900	393,700	433,800	492,500
	7	161,000	202,400	231,200	272,300	291,200	314,400	337,300	361,800	405,300	445,800	506,500
	8	167,300	207,600	238,700	280,700	299,700	323,800	347,100	371,400	417,000	457,100	520,500
	9	171,900	212,600	245,200	288,900	308,200	333,200	356,700	380,900	428,600	468,300	534,500
	10	175,600	217,000	251,600	296,900	316,600	342,500	366,000	390,300	439,500	479,100	548,500
	11	178,800	221,400	257,900	304,700	324,700	351,900	375,100	399,700	449,300	488,700	559,700
	12	181,600	225,700	263,500	312,000	332,200	361,200	383,900	409,100	458,800	497,500	566,900
	13	184,300	230,000	269,000	319,100	339,700	370,200	392,400	417,900	466,600	505,000	573,800
	14	186,400	233,200	274,100	326,000	346,900	379,000	399,400	425,800	473,100	511,900	579,900
	15	188,500	236,200	279,200	332,100	352,500	386,600	405,000	431,700	479,700	516,400	584,600
	16	190,100	239,300	283,700	337,700	357,300	392,200	409,800	437,400	484,200		
	17		242,200	287,800	341,400	361,300	397,200	414,000	441,200	488,600		
	18		245,100	291,500	344,700	364,600	400,700	417,600	445,000	492,800		
	19		247,000	294,700	347,900	367,500	404,200	421,300	448,900			
	20			297,100	350,200	370,400	407,600	424,800	452,500			
	21			299,000	352,400	372,900	411,100	428,300	456,200			
	22			301,000	354,700	375,500	414,500	431,900				
	23			302,900	357,000	378,000	417,900					
	24			304,900	359,200	380,600	421,400					
	25			306,900	361,600	383,200						
	26			308,700	363,800	385,900						
	27			310,600	366,100							
	28			312,600	368,400							
	29			314,500								
	30			316,500								
	31			318,400								
	32			320,300								
再任 職員		150,800	188,600	217,400	254,500	272,000	296,100	313,200	335,000	370,200	405,200	458,500

備考 (一) この表は、他の俸給表の適用を受けないすべての職員に適用する。ただし、第二十二条及び附則第三項に規定する職員を除く。

(二) 3級の1号俸を受ける職員のうち、新たにこの表の適用を受けることとなった職員で人事院規則で定めるものの俸給月額、この表の額にかかわらず、180,900円とする。

行政職俸給表(二)

職員 の 区 分	職務 の 級 号 俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
		円	円	円	円	円	円
	1	—	165,800	184,600	202,500	228,800	257,400
	2	121,200	172,600	190,500	208,700	235,800	264,800
	3	124,900	178,600	196,500	215,100	242,700	272,200
	4	128,700	184,600	202,400	222,000	249,900	280,300
	5	132,500	189,900	208,600	228,700	256,700	288,400
	6	136,700	195,000	215,000	235,500	263,600	296,800
	7	141,400	200,200	221,800	241,700	270,300	305,300
	8	146,200	205,700	227,900	247,600	276,500	313,500
	9	152,200	211,100	234,100	253,400	282,300	321,500
	10	158,300	216,300	239,900	259,200	287,800	329,100
	11	165,500	221,800	245,500	264,600	293,300	336,700
	12	172,200	226,900	251,100	269,800	298,700	343,800
	13	178,100	231,700	256,300	274,800	304,000	350,900
	14	183,600	236,600	261,400	279,800	309,000	357,100
	15	188,300	241,400	266,300	284,500	313,700	363,200
再任 用職 員以 外の 職員	16	192,900	245,500	270,800	289,300	318,300	369,200
	17	197,400	249,600	275,600	293,300	322,600	374,900
	18	201,500	253,400	280,200	296,900	326,900	380,200
	19	205,200	256,600	284,600	300,100	331,000	385,200
	20	208,200	259,000	288,200	303,000	334,700	389,700
	21	211,200	261,100	290,800	305,900	338,100	394,200
	22	214,200	263,100	293,100	308,500	341,300	398,400
	23	217,100	264,500	295,500	311,200	343,700	401,700
	24	219,800	266,000	297,500	313,700	346,200	
	25	222,100	267,600	299,500	316,100	348,500	
	26	224,300	269,300	301,400	318,200	350,900	
	27	226,400	270,900	303,200	320,300	353,200	
	28	228,600	272,600	305,100	322,300		
	29	230,500	274,200	307,000	324,500		
	30	232,500	275,800	308,900	326,700		
	31	234,400	277,400	310,800	328,800		
	32	236,100	279,100				
	33		280,700				
再任 用職 員		194,400	206,300	213,700	231,000	256,600	290,000

備考 この表は、機器の運転操作、庁舎の監視その他の庁務及びこれらに準ずる業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

教育職俸給表(一)

職員 の区 分	職務 の級 号 俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
		円	円	円	円	円
	1	—	—	255,400	288,700	370,200
	2	161,600	203,800	268,500	303,800	385,600
	3	169,500	212,800	281,400	319,100	398,100
	4	179,700	221,900	295,200	334,300	410,500
	5	190,500	231,700	309,200	349,600	422,600
	6	198,300	241,300	323,100	364,700	434,400
	7	205,800	254,100	336,500	379,800	446,100
	8	213,600	266,700	350,000	391,000	457,700
	9	222,200	279,500	363,100	401,700	469,100
	10	231,800	291,200	373,000	411,500	480,400
	11	239,600	303,300	383,100	420,600	491,900
	12	248,300	315,200	392,800	429,300	503,300
	13	256,500	323,200	401,500	437,800	514,600
	14	264,500	330,200	410,000	445,500	525,900
	15	271,900	336,900	417,700	452,900	536,400
	16	279,200	343,500	425,200	460,100	545,600
	17	286,000	350,000	432,300	466,400	554,800
	18	292,400	355,900	439,500	472,100	563,900
	19	298,800	361,700	445,500	477,600	572,800
	20	304,800	367,400	450,400	483,100	581,200
	21	310,600	372,900	454,900	488,500	587,500
	22	315,500	378,400	458,000	493,800	592,500
	23	320,100	383,100	461,100	498,900	597,200
	24	324,500	387,100	464,100	502,900	
	25	328,100	390,000	467,200	506,200	
	26	331,200	392,800	470,200	509,600	
	27	334,200	395,700	473,300		
	28	337,000	398,400	476,400		
	29	339,200	401,200			
	30	341,200	403,900			
	31	343,300	406,700			
	32	345,300	409,500			
	33	347,300	412,400			
	34	349,400	415,300			
	35	351,400				
	36	353,500				
	37	355,600				
	38	357,900				
再任 用職 員		241,600	291,300	307,400	340,200	422,800

備考 この表は、大学及びこれに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する教授、助教授、講師、助手その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

教育職俸給表(二)

職員 の区 分	職務 の級 号 俸	1 級	2 級	3 級	4 級	
		俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	
		円	円	円	円	
	1	—	—	314,600	409,700	
	2	148,100	192,000	328,200	419,800	
	3	154,400	199,100	341,500	429,400	
	4	161,600	206,300	351,800	438,900	
	5	169,500	214,000	362,000	448,400	
	6	178,600	222,100	372,500	457,400	
	7	188,600	233,300	382,400	466,300	
	8	195,400	245,100	392,000	474,800	
	9	202,300	257,000	401,600	483,900	
	10	209,200	269,600	410,900	492,900	
	11	216,500	282,500	419,800	503,000	
	12	224,100	295,800	428,600	512,100	
	13	232,500	309,500	436,900	520,600	
	14	240,300	323,100	444,600	528,000	
	15	248,300	335,800	452,100	532,500	
	16	256,300	345,800	459,600		
	17	264,200	355,900	467,700		
	18	271,900	366,000	475,900		
再任 用職 員以 外の 職員	19	279,600	375,500	483,800		
	20	286,500	384,800	491,700		
	21	293,100	393,800	499,700		
	22	299,300	401,800	506,500		
	23	305,400	409,000	510,600		
	24	311,300	416,300			
	25	317,200	423,100			
	26	323,000	429,400			
	27	328,500	434,900			
	28	333,900	440,200			
	29	339,000	445,000			
	30	342,700	449,500			
	31	345,700	453,800			
	32	348,600	458,000			
	33	351,400	460,900			
	34	353,400				
	35	355,400				
		36	357,200			
		37	359,000			
	38	360,700				
	39	362,900				
	40	365,000				
再任 用職 員		240,800	286,800	359,000	436,200	

備考(一) この表は、高等学校及びこれに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する校長、教頭、教諭、養護教諭、助教諭、実習助手その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

(二) この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事院規則で定めるものの俸給月額は、この表の額に8,200円をそれぞれ加算した額とする。

教育職俸給表(三)

職員 の区 分	職務 の級 号 俸	1 級	2 級	3 級	4 級
		俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
		円	円	円	円
	1	—	—	273,000	404,800
	2	148,100	163,700	286,700	413,700
	3	154,400	172,000	300,700	422,200
	4	161,600	181,100	314,600	430,700
	5	169,500	192,000	328,200	439,000
	6	178,600	199,100	341,500	446,800
	7	188,600	206,300	351,800	454,500
	8	195,400	214,000	362,000	461,800
	9	202,200	222,100	372,400	468,800
	10	209,000	233,300	381,200	475,600
	11	215,900	245,100	389,700	482,600
	12	223,000	257,000	397,800	489,800
	13	230,500	269,600	405,900	496,300
	14	237,900	282,500	413,500	501,500
	15	245,000	295,800	421,000	505,500
再任 用職 員以 外の 職員	16	252,100	309,500	428,300	
	17	258,700	323,100	435,100	
	18	265,200	335,800	441,700	
	19	271,700	345,800	448,300	
	20	277,600	355,700	454,200	
	21	282,900	365,700	459,600	
	22	287,900	374,200	464,300	
	23	292,600	382,400	468,500	
	24	296,800	390,100	472,300	
	25	300,200	397,000	475,400	
	26	303,500	403,400	478,300	
	27	306,900	409,100		
	28	309,300	414,400		
	29	311,100	419,300		
	30	312,900	424,100		
	31	314,600	428,800		
	32	316,400	432,900		
	33	318,200	437,100		
	34		441,000		
	35		444,600		
	36		447,100		
再任 用職 員		229,100	283,400	351,000	425,800

備考(一) この表は、中学校、小学校、幼稚園及びこれらに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する校長、園長、教頭、教諭、養護教諭、助教諭その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

(二) この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事院規則で定めるものの俸給月額は、この表の額に8,000円をそれぞれ加算した額とする。

医療職俸給表(二)

職員の区分	職務の級 号 俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
		俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	—	—	207,100	231,100	268,100	310,200	346,200	410,500
	2	139,700	177,400	214,400	239,400	277,600	320,400	357,900	422,600
	3	145,200	184,100	221,900	247,900	287,100	330,600	369,700	434,700
	4	152,000	190,600	229,900	256,500	296,800	340,700	381,400	446,900
	5	158,700	197,500	238,100	265,100	306,600	350,800	392,900	458,900
	6	166,300	204,200	246,400	273,600	316,300	360,500	404,500	470,900
	7	173,900	211,000	254,900	282,300	326,200	370,100	416,300	482,900
	8	180,300	217,700	263,300	291,100	335,800	379,700	428,100	495,200
	9	186,600	224,600	271,700	299,900	345,300	389,300	439,400	507,700
	10	192,100	232,000	280,100	308,700	354,600	398,900	449,500	520,300
	11	197,600	238,900	288,400	317,300	363,800	408,500	459,100	528,000
	12	202,900	245,700	296,500	325,700	372,300	417,300	467,100	535,200
	13	208,000	252,200	304,500	333,500	381,000	425,400	473,500	541,900
再任用職員以外の職員	14	212,900	258,700	312,200	341,200	388,800	431,500	480,000	548,600
	15	217,300	264,300	319,600	348,400	394,900	437,300	486,600	553,900
	16	221,700	269,700	326,700	354,300	400,700	441,200	490,800	558,300
	17	225,900	274,800	333,200	359,400	405,400	445,000	495,000	
	18	230,100	279,900	339,200	364,000	410,000	448,900		
	19	233,500	284,400	343,200	367,500	413,800	452,500		
	20	236,500	288,800	347,200	371,000	417,300	456,200		
	21	239,500	292,000	350,700	374,200	420,800			
	22	241,800	294,500	353,400	377,100	424,200			
	23	243,600	296,900	356,000	379,900	427,700			
	24		298,600	358,400	382,200				
	25		300,400	360,700	384,600				
	26		302,100	362,700	387,100				
	27		304,000	364,800	389,800				
	28		305,800	366,900					
	29			369,100					
	30			371,400					
	再任用職員		189,600	217,400	256,200	273,700	304,300	342,600	378,800

備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する薬剤師、栄養士その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

医療職俸給表(三)

職員 の 区 分	職務 の 級 号	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	—	—	222,700	245,900	277,400	314,200	347,200
	2	152,800	179,800	229,800	253,200	285,900	323,800	358,900
	3	158,400	188,200	238,000	260,600	294,500	333,900	370,600
	4	164,200	197,500	245,500	268,100	303,000	344,200	382,300
	5	170,400	203,500	252,800	275,700	311,700	354,400	394,000
	6	178,700	209,500	260,200	283,500	320,400	364,200	406,100
	7	187,100	215,700	267,500	291,300	328,900	373,800	418,300
	8	195,800	222,500	274,900	299,300	337,200	383,400	429,700
	9	201,200	229,600	282,300	307,300	344,900	393,100	440,900
	10	206,600	237,600	290,000	315,400	352,500	403,000	451,500
	11	212,100	244,900	297,600	323,200	360,100	413,100	461,900
	12	217,700	252,200	305,300	330,800	367,500	422,400	471,100
	13	223,500	259,600	312,600	337,900	375,100	430,900	479,000
	14	229,400	266,900	319,700	344,900	382,500	439,600	486,800
	15	235,400	274,200	326,700	351,800	390,000	448,000	494,600
	16	241,100	281,400	333,200	358,400	397,000	455,800	501,600
	17	246,700	288,800	339,600	364,700	403,800	463,600	506,400
	18	252,300	296,000	345,500	371,000	409,800	471,300	510,600
	19	258,100	302,900	351,500	377,100	414,500	478,300	514,500
再 任 用 職 員 以 外 の 職 員	20	263,600	309,900	357,300	382,700	418,700	483,000	
	21	268,600	316,800	363,100	388,000	422,900	487,100	
	22	273,700	322,900	368,700	392,900	426,700	490,700	
	23	277,900	328,800	373,800	396,800	430,100		
	24	282,300	334,600	378,800	400,200	432,700		
	25	286,400	340,100	382,900	403,400			
	26	290,500	344,000	386,200	406,700			
	27	294,000	347,400	389,200	409,600			
	28	297,200	350,400	392,000	412,100			
	29	299,700	353,100	394,800				
	30	301,800	355,200	397,500				
	31	303,600	357,200	399,900				
	32	305,500	359,200					
	33	307,500	361,100					
	34	309,400	363,200					
	35	311,300	365,300					
	36	313,200	367,500					
	37	315,000	369,900					
	38	317,100	372,200					
	39	319,100						
	40	321,200						
	41	323,100						
再 任 用 職 員		237,300	270,500	277,900	289,400	312,400	354,000	385,200

備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する保健師、助産師、看護師、准看護師その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

指定職俸給表

号俸	俸給月額
	円
1	580,000
2	644,000
3	713,000
4	793,000
5	854,000
6	917,000
7	1,003,000
8	1,082,000
9	1,160,000
10	1,242,000
11	1,317,000
12	1,345,000

備考 この表は、事務次官、外局の長、大学の学長、試験所又は研究所の長、病院又は療養所の長その他の官職を占める職員で人事院規則で定めるものに適用する。

11月に留学生を対象として行われた授業風景



△日本文化体験講座「茶道」(左)と「空手」(右)



△「教養教育日本事情Ⅰ」の「華道」(左)と「書道」(右)

編集 富山大学総務部企画室 〒930-8555富山市五福3190 TEL.(076) 445-6029 FAX.(076) 445-6033

印刷所 あげぼの企画㈱ 〒930-0031富山市住吉町1-5-18 TEL.(076) 424-1755 FAX.(076) 423-8899